

法律第百五十九号（平一四・一二・一三）

独立行政法人日本学術振興会法

目次

- 第一章 総則（第一条 第七条）
- 第二章 役員及び職員（第八条 第十二条）
- 第三章 評議員会（第十三条・第十四条）
- 第四章 業務等（第十五条 第十八条）
- 第五章 雑則（第十九条 第二十一条）
- 第六章 罰則（第二十二条・第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人日本学術振興会の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学術振興会とする。

（振興会の目的）

第三条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

（基本金）

第五条 振興会の基本金は、附則第二条第一項の規定により承継する日本学術振興会の基本金に相当する金額とする。

（資本金）

第六条 振興会の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3 振興会は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（名称の使用制限）

第七条 振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 振興会に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 振興会に、役員として、理事二人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第九条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第十条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十一条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 振興会の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学術振興会法第十一条第一項」とする。

(役員及び職員の地位)

第十二条 振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十三条 振興会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、理事長の諮問に応じ、振興会の業務運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、振興会の業務運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第十四条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 通則法第二十一条第一項ただし書及び第二項並びに第二十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

- 4 理事長は、前項において準用する通則法第二十三条第二項の規定により評議員を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第四章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(日本学術会議との連絡)

第十六条 文部科学大臣は、振興会の業務運営に関し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第一百七十九号）第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十八条 振興会は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金

があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 振興会は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

（主務大臣等）

第十九条 振興会に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第二十条 振興会の役員及び職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十一条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、振興会の役員及び職員には適用しない。

第六章 罰則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十五条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十三条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定 平成十五年十月一日

二 附則第九条の規定 平成十五年十月一日又は独立行政法人等の保有する個人情報
の保護に関する法律（平成十四年法律第 号）の施行の日のいずれか遅い日
（日本学術振興会の解散等）

第二条 日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時に
おいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び
義務は、その時ににおいて振興会が承継する。

2 振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実
施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要
な事項は、政令で定める。

4 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧振興会の解散の日の前日に
終わるものとする。

5 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借
対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決
算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継
の際、振興会が承継する資産の価額（次条の規定による廃止前の日本学術振興会法
（昭和四十二年法律第百二十三号）第四条の基本金に相当する金額を除く。）から負
債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が
評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令
で定める。

（日本学術振興会法の廃止）

第三条 日本学術振興会法は、廃止する。

（日本学術振興会法の廃止に伴う経過措置）

第四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学術振興会法（第十条及
び第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの
法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりな
お従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要
な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第七条 地方財政再建促進特別措置法 (昭和三十年法律第百九十五号) の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、日本学術振興会」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第八条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成十三年法律第百四十号) の一部を次のように改正する。

別表第一日本学術振興会の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第九条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を次のように改正する。

別表日本学術振興会の項を削る。

(総務・財務・文部科学臨時代理・内閣総理大臣署名)